

■申込みの手続きから入園の承諾まで

▶ 1次申込み（4月1日新規入園について）

- ・ 原則、電子での申込みとなります。※電子申請ができない場合（P6）
- ・ 求職活動を事由とする1次申込みはできません。求職活動が事由のかたは、2次申込みでお申込みください。
ただし、ひとり親世帯で児童扶養手当等を受給されているかた、令和9年4月末日までに就労開始することが決まっており内定先の証明の提出が可能なかたは、1次申込みができます。
- ・ 育児休業からの復帰で申込みされるかたについては、4月末日までに復帰し、4月1日入園を希望する場合に1次申込みができます。ただし3～5歳児に限り、就園中に育児休業が終了し復帰する場合は、復帰時期を問わず1次申込みができます。
- ・ 市内の保育園・こども園・小規模保育事業所から転園を希望されるかたは、在籍園に令和9年3月末日までに退園する旨の退園届を申込期間中に提出してください。
- ・ 各種証明書類に関しては、8月上旬頃から市ホームページ（保育が必要な事由を証明するための証明書類）からダウンロードできます。申込期間に間に合うよう、事前にご準備ください。

▶ 1次申込みの流れ

入園申込	
申込期間：令和8年9月16日（水）午前10時～令和8年9月25日（金）午後4時	
・ 申込みのフォームは、市ホームページに掲載します（右QRコードから）。 ・ 各種証明書類（市ホームページ参照）を準備した状態でスマートフォンやパソコン等から申込みをしてください。 ・ 申込みできるのは1園のみですが、第6希望まで選択することができます。（※） ・ 申込期間外での申請は受付できません。 （※）・申込時の申請フォームに、入園先が決まらなかった場合の空待ちの希望について記入欄があります。 第1希望園とその他の市内全園のうち1園（計2園）で空待ちを希望するか記入できます。 令和9年2月末日までに空きが出た場合は、順にご案内します。	 (市ホームページ)



選考・入園調整（10月上旬～11月中旬）
・ 申込多数の場合、選考となります。 ・ 保育所利用調整基準（市ホームページ参照）により、保育が必要な状況を総合的に判断します（申込内容の確認をする場合があります）。 ・ 各園・クラスの選考有無は10月中旬に市ホームページで公表予定です。 ・ 申込園に選考漏れしたかたは、第2～6希望園に利用調整されることがあります。



選考結果通知（11月中旬頃）
・ 選考の結果通知は、11月中旬頃に申込者全員に送付します。



面接予約（LINE） 予約期間：令和8年11月16日（月）～令和8年11月17日（火）
・ <u>入園予定となったかたのみ</u> 、面接の予約を行っていただきます。 ・ 予約期間内に入園予定の園に <u>LINE</u> で面接の予約をしてください。



面接（11月下旬～12月中旬）
・ 各園で面接を行いますので、必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。 ・ 期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。 ・ 提出いただいた書類等を参考に、世帯の状況、保育が必要な状況及び児童の発達状況等を確認します。
<u>面接時の持ち物</u> ・ 児童の健康状況等調査票（※） ・ 同居家族全員のマイナンバーがわかるもの ・ 母子健康手帳 （※）・ 選考の結果通知に同封されています。面接時までに、記入をしたうえで持参してください。 ・ 市のホームページからもダウンロードできます。



入園決定（2月上旬頃）
・ 入園が決定した場合、市から園を通じて「支給認定証」、「入所（園）承諾書（※）」を交付します。 （※）小規模保育事業所、私立こども園は市からの交付はありません。必要な場合は利用施設にお問合せください。

▶ 1次申込みにおける注意事項

- ・ 4月入園時点での保育が必要な事由（就労等）で申込みをしてください。以下に該当する場合、入園の申込みが無効、または利用調整の見直しによる入園予定の取消しとなることがあります。

（1） 申込締切後に、申込時に提出した証明書の就労先から転職等で就労先が変わってしまった場合

（2） 就労形態に変更があり、就労時間等に変更があった場合

ただし、以下の場合、必要書類を提出していただければ入園の申込みが無効にならない場合があります。

- ・ 申込時に就労しており、転職先に内定している場合

申込時に以下の①、②、③を提出。①、③のうち就労時間が短いほうで利用調整を行います。

- ・ 就労で申込み、申込後から入園までに転職予定となった場合（退職から再就職までが1か月未満に限る）

転職が決まり次第、②、③を入園予定の園（結果通知送付前の場合は保育課）に提出。

①、③のうち就労時間が短いほうで再度、利用調整を行います。

※必要書類 ①転職前の職場の就労証明書 ②転職前の職場の退職（予定）証明書 ③転職先の就労証明書

※再度利用調整を行った結果、入園予定の取消しとなることがあります。

※申込後に転職予定となった場合、退職から再就職までの期間が1か月以上ある場合は入園申込みが無効となります。なお、育児休業復帰予定の職場に復帰せず転職となった場合は、退職から再就職までが1か月未満であっても入園申込みが無効となります。

▶ 2次申込み（4月1日新規入園）について

- ・ 原則、電子での申込みとなります。※電子申請ができない場合（P 6）
- ・ 1次申込みの入園調整後、空きのある園・クラスに申込みできます。
- ・ 1次申込みの結果、入園先が決まっているかたの2次申込みはできません。ただし、入園を辞退した場合は2次申込みができます。
- ・ 育児休業からの復帰で申込みされるかたについては、4月末日までに復帰し、4月1日入園を希望する場合に2次申込みができます。ただし3～5歳児に限り、就園中に育児休業が終了し、復帰する場合は、復帰時期を問わず2次申込みができます。
- ・ 2次申込みは、求職活動が事由のかたも申込みができます。
- ・ 市内の保育園・こども園・小規模保育事業所から転園を希望されるかたは、在籍園に令和9年3月末までに退園する旨の退園届を申込期間中に提出してください。

▶ 2次申込みの流れ

- ・ 1月初旬に2次申込対象園について「空き状況一覧」を市ホームページに公表します。
- ・ 空き状況一覧をご確認いただき、申込みしてください。

入園申込 申込期間：1月初旬～中旬	
・ 申込みのフォームは、市ホームページに掲載します（右QRコードから）。 ・ 各種証明書類（市ホームページ参照）を準備した状態でスマートフォンやパソコン等から申込みをしてください。 ・ 申込みできるのは1園のみですが、第6希望まで選択することができます。 ・ 申込期間外での申請は受付できません。	 (市ホームページ)



選考・入園調整（1月末～2月初旬）
・ 申込多数の場合、選考となります。 ・ 保育所利用調整基準（市ホームページ参照）により、保育が必要な状況を総合的に判断します。 (申込内容の確認をする場合があります) ・ 申込園に選考漏れしたかたは、第2～6希望園に利用調整されることがあります。



選考結果通知（2月上旬頃）
・ 選考の結果通知は、2月初旬頃に申込者全員に送付します。



面接（2月中旬）

- ・各園で面接を行いますので、必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
- ・期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。
- ・提出いただいた書類等を参考に、世帯の状況、保育が必要な状況及び児童の発達状況等を確認します。

面接時の持ち物

- ・児童の健康状況等調査票（※）
- ・同居家族全員のマイナンバーがわかるもの
- ・母子健康手帳（※）
- ・選考の結果通知に同封されています。面接時までに、記入をしたうえで持参してください。
- ・市のホームページからもダウンロードできます。



入園決定（3月上旬頃）

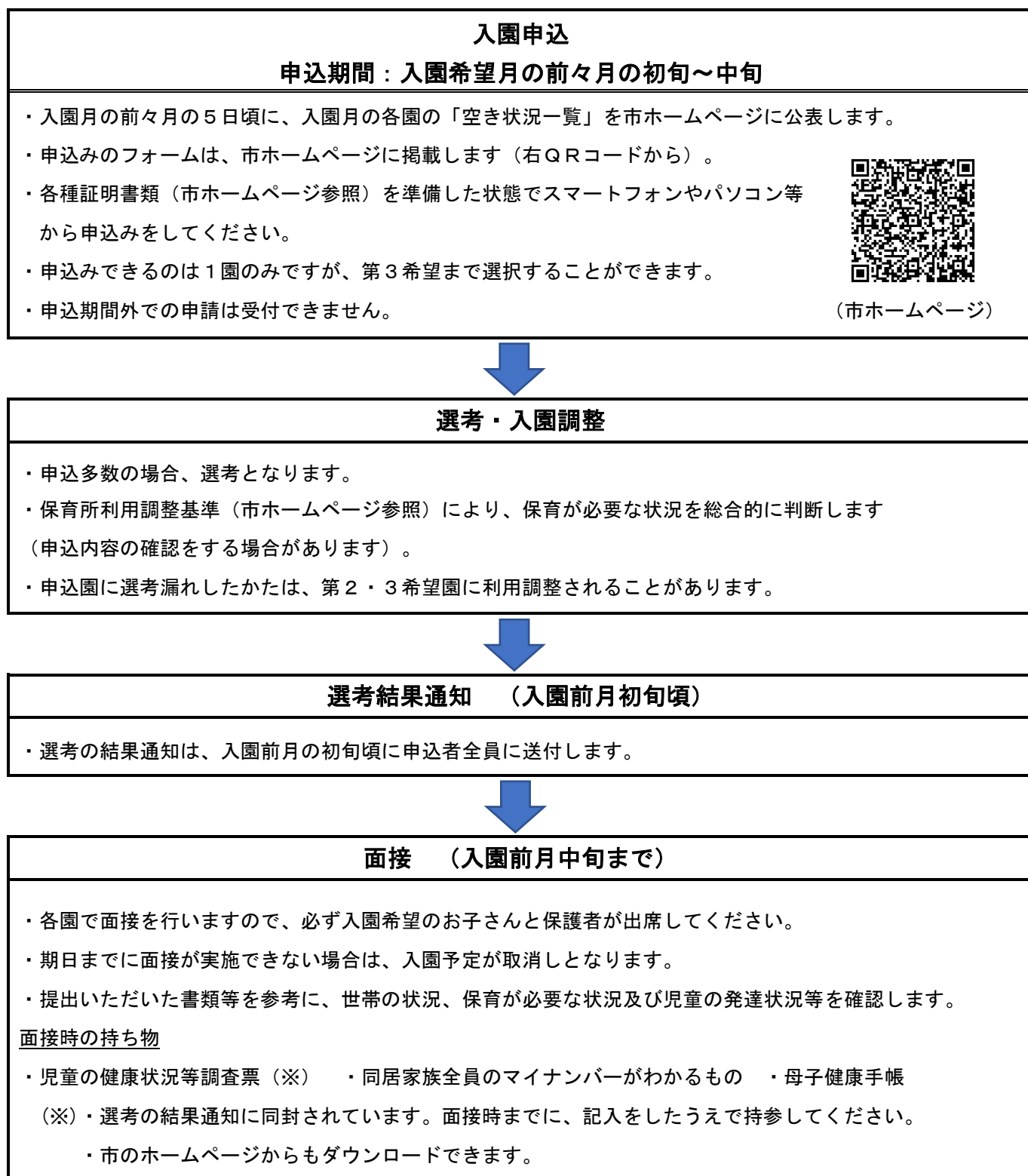
- ・入園が決定した場合、市から園を通じて「支給認定証」、「入所（園）承諾書（※）」を交付します。
- （※）小規模保育事業所、私立こども園は市からの交付はありません。必要な場合は利用施設にお問合せください。



▶年度途中入園について

- ・ 原則、電子での申込みとなります。※電子申請ができない場合（P 6）
- ・ 育児休業からの復帰で申込みされるかたについては、入園月末日までに復帰する場合、申込みができます。ただし3～5歳児に限り、就園中に育児休業が終了し復帰する場合は、復帰時期を問わず入園の申込みができます。
- ・ 市内の保育園・こども園に在園又は入園決定しており、転園を希望する場合も申込みできます（入園決定後速やかに在籍園へ退園届を提出する必要があります）。

▶年度途中入園の流れ





入園決定

- ・入園が決定した場合、入園前月 25 日頃に「支給認定証」、「入所（園）承諾書（※）」を交付します。
（※）小規模保育事業所、私立こども園は市からの交付はありません。必要な場合は利用施設にお問合せください。

▶その他の注意事項等

<申込みについて>

- ・複数園申込みされた場合は無効となることがあります。
- ・申込後に、就労時間の変更等、保育が必要な事由の内容に変更があった場合、入園の申込が無効、または利用調整の見直しによる入園予定の取消しとなることがあります。

<育児休業からの復帰について>

- ・就労（育児休業からの復帰のかた）の事由で申し込みの場合、入園月に就労に復帰していただく必要があります。復帰後、速やかに就労証明書を提出してください。

<認可外保育施設、企業主導型保育施設等を利用されているかたへ>

- ・認可外保育施設、一部の企業主導型保育施設等を利用されているかたは、保育園入園月以降は無償化の対象外となります。（例：4月1日に保育園入園が決定していて、入園式前日まで認可外保育施設を利用する場合、4月の認定外保育施設利用分の保育料は全額自費負担となります。）

<電子での申込みができない場合>

- ・希望する園に以下の書類を取りに行くか、市ホームページからダウンロードし、すべての書類を申込期間中に第1希望園に提出してください。
 - ① 保育園・認定こども園等入園申込書
 - ② 教育・保育給付認定申請書
 - ③ 意向調査票
 - ④ 各種証明書類（市ホームページ参照・申込み前にご準備ください）
- ・提出される際は、同居家族のマイナンバーの確認を行いますので、同居家族全員のマイナンバーがわかるものを持参してください。